

平成 22 年 12 月 6 日

各位

岡崎信用金庫
理事長 大林 市郎

業務改善命令に対する業務改善計画書の提出について

当金庫は、平成 22 年 11 月 5 日付業務改善命令に基づき、本日、東海財務局長に「業務改善計画書」を提出いたしました。

本件につきましては、日頃から当金庫を信頼いただき、お取引をさせていただいておりますお客様や会員の皆様をはじめ、関係する皆様に、多大なご心配とご迷惑をお掛けいたしましたことを、あらためて心より深くお詫び申し上げます。

当金庫では、今般の業務改善命令を厳粛に受け止めますとともに、今回策定いたしました業務改善計画を着実に実行することにより、内部管理態勢及び経営管理態勢の充実・強化を図り、役職員一丸となって信頼回復に取り組んでまいります。

なお、今回策定いたしました業務改善計画の要旨は下記のとおりです。

記

1. 法令等遵守及び経営管理にかかる経営姿勢の明確化（責任の所在の明確化を含む）

経営陣は法令等遵守にかかる取り組みについて、その重要性を全職員に再認識させるため、営業店の職員会議等へ出席して周知・徹底を図ります。

また、理事長を委員長とする「不祥事件再発防止委員会」を設置し、業務改善計画の進捗状況等の検証など経営陣が率先して法令等遵守態勢の整備・強化のための取り組みを進めてまいります。

さらに、理事会機能、監事機能強化のため外部より弁護士を非常勤監事に登用し、専門的知識、客観的視点を経営に反映させるなど適切な運営に努めます。

2. 全金庫的な法令等遵守態勢の確立

法令等遵守態勢の確立に向けて、コンプライアンス研修の充実、コンプライアンス委員会の機能強化など役職員の法令等遵守意識の醸成に全力で取り組みます。

3. 厳正な事務処理の徹底と相互牽制機能の充実・強化（支店長に対する牽制機能強化を含む）

不祥事件発生防止の観点から現金授受にかかる厳正な事務処理を徹底するとともに、本部による事務処理の指導・強化を図ります。また、店内検査を実効性のあるものとするため店内検査項目の見直しなど、相互牽制機能の充実・強化を図ります。

4. 適切な人事管理の徹底

新たな職場離脱制度の制定による業務チェックの実施、適切な人事ローテーションの実施、職員とのヒアリングによる身上把握など適切な人事管理を実施します。

5. 内部監査機能の充実・強化

不祥事件の発生防止、早期発見を図るため、内部監査部門の陣容の強化、監査項目の見直しなど、内部監査機能の充実・強化を図ります。

以上

【本件に関するお問合せ】

担当部署：リスク統括部 法務管理室

電話番号：0564-25-7178

受付時間：午前9時から午後5時まで（土・日・祝日を除く）